

番号	補助金名または事業名	現行内容	見直し内容 (変更点)
5	共同作業所等通所交通費助成金	■内容 障害者就労支援事業所などに通所する障がいのある方に、通所に必要な交通費の一部を助成。 ■対象者 障害者就労支援事業所などに公共交通機関を利用して通所する障がいのある方。 ■助成金額 <u>月額5,000円以内は全額助成</u>・月額5,000円を超えた分はその1/2。	◆助成金額 月ごとの交通費支払い額に対して、<u>補助率1/2以内</u>。上限額設定はなし。
10	福祉医療費支給事業	■内容 医療保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額を給付。 ■対象者 ※特別障害者手当の所得制限内の世帯が対象 ◎府制度：身体障害者手帳1・2級、IQ概ね35以下（療育手帳のA、Bの一部）、精神障害者保健福祉手帳1級、ならびに2級の方のうちで前回等級が1級の方、重複障がいのある方（身体3級・IQ概ね50以下・精神2級のうち、2つ以上重複している方） ◎<u>市制度</u>：身体障害者手帳3・4級、IQ概ね36以上（療育手帳B）、精神障害者保健福祉手帳2級（府制度対象者除く）・3級 ■自己負担額 ◎府制度受給者：自己負担なし ◎市制度受給者：通院のみ1日1医療機関につき300円以内（調剤薬局除く）	◆対象者 市制度（南丹市独自制度）について、<u>市民税非課税世帯のみ</u>を対象。 ※府制度は現行のまま継続
11	重度心身障害老人健康管理事業	■内容 後期高齢者医療被保険者で、医療保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額を給付。 ■対象者 ※特別障害者手当の所得制限内の世帯が対象 ◎府制度：身体障害者手帳1・2級、IQ概ね35以下（療育手帳のA、Bの一部）、精神障害者保健福祉手帳1級、ならびに2級の方のうちで前回等級が1級の方、重複障がいのある方（身体3級・IQ概ね50以下・精神2級のうち、2つ以上重複している方） ◎<u>市制度</u>：身体障害者手帳3・4級、IQ概ね36以上（療育手帳B）、精神障害者保健福祉手帳2級（府制度対象者除く）・3級 ■自己負担額 ◎府制度受給者：自己負担なし ◎市制度受給者：自己負担なし	◆対象者 市制度（南丹市独自制度）について、<u>市民税非課税世帯のみ</u>を対象。 ※府制度は現行のまま継続
12	福祉タクシー等事業	■内容 外出が困難な障がいのある方に、タクシー・路線バス・デマンドバス・自家用車のガソリン代に利用できる利用券を交付。 ■対象者 ①腎臓機能1・3級の身体障害者手帳を持つ方 ②視覚・下肢・体幹・移動機能1・2級、心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝機能1級の身体障害者手帳、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをもち、利用者の属する世帯の市民税所得割額が合計235,000円未満の方 ■交付限度額 ①腎臓機能障がいの方：<u>年間最大20,000円</u> ※但し、5月以降の申請は<u>月額1,600円</u> ②その他障がいの方：<u>年間最大10,000円</u> ※但し、5月以降の申請は<u>月額800円</u>	◆交付限度額 ①腎臓機能障がいの方 年間最大20,000円⇒<u>12,000円</u> ※5月以降の申請：<u>月額1,000円</u> ②その他障がいの方 年間最大10,000円⇒<u>6,000円</u> ※5月以降の申請：<u>月額500円</u>